



秋田県公報

告 示

秋田県告示第三百五十六号
 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第四十四号)第十一条第二項の規定により、平成十八年度における認定リサイクル製品の調達の状況を次のとおり公表する。

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

合 計	一七八	八二	六一九、三三六
-----	-----	----	---------

備考 調達額概算とは、調達製品の希望販売価格に調達数量を乗じて得た額をいう。

秋田県告示第三百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり鹿角市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
鹿角市十和田毛馬内字下小路、弁天崎の全部
鹿角市十和田毛馬内字横道、字森崎、字古下夕、字毛馬内、字高田、字休堂、字番屋平の一部
- 三 作業を行う期間
平成十九年四月二十日から同年九月三十日まで

秋田県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

告示	ページ
○認定リサイクル製品の調達の公表(三五六・環境あきた創造課)……………	1
○公共測量実施の通知(三五七・建設管理課)……………	1
○道路区域の変更(三五八・道路課)……………	1
公 告	
○秋田県看護職員研修事業業務についての企画提案書の提出(医務課)……………	1
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………	3
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務セクター)……………	4

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道						
			秋田北野田線	秋田市旭北栄町三四番八地先から手形字西谷地五五三番地先まで	七・二二〇二九・五二	一・九五〇
			秋田北野田線	"	七・二二〇六一・〇〇	一・九五〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月六日から同月十九日まで

公 告

秋田県看護職員研修事業業務について企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

の名称

秋田県看護職員研修事業業務

(二) 公告業務の内容

県内の病院における看護職員の離職を防止し、秋田県内への定着促進を目的とした研修プログラムの企画提案及び研修実施。なお、詳細は、秋田県看護職員研修事業業務に係るプロジェクト実施要領(以下「実施要領」という。)による。

(三) 履行場所

秋田市(県が別に指定する場所)

(四) 履行期限等

平成二十年三月三十一日(月)まで完了すること。

(五) 委託予定額

三百三十七万四千円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定された者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 地方自治法施行令第六十七号の四第二項各号のいずれかに該当する者(その事実があった後二年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。))

(三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

(四) 破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の決定がなされている者

(五) 提出資格認定の日において、県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手續

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(一) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書 二部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名、電話番号並びに電子メールのアドレス

イ 申請の日までに履行した公告業務と同種又は類似の業務の履行実績

(二) 提出方法

持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留とし、提出期間内必着のこと。

(三) 提出期間

平成十九年七月六日(金)から同月十三日(金)までとする。

なお、持参の場合は同期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(四) 提出先

秋田市山王四丁目一番一号
秋田県健康福祉部医務薬事課

(電話番号〇一八―八六〇―一四〇六)

四 企画提案書の提出手續

(一) 提出書類及び提出部数

実施要領に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ) 十部

企画提案書には、経費の額及びその内訳が分かる見積書を添付すること。

(二) 提出方法

持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留とし、提出期間内必着のこと。

(三) 提出期間

提出資格の認定の日から平成十九年七月二十日(金)までとする。なお、持参の場合は、同期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

なお、提出後における企画提案書及び添付書類の追加及び変更は認めない。

(四) 提出先

三四に同じ。

五 質問書の受付及び回答

質問受付期間は、平成十九年七月六日(金)午前八時三十分から同月十九日(木)午後四時までとする。

質問は、実施要領に掲げる質問書を添付した電子メールにより、秋田県健康福祉部医務薬事課のメールアドレス(Kan.go@mail2.pref.akita.lg.jp)へ送信すること。

原則として電話での質問には応じない。

質問に対する回答は、電子メールにより通知する。

六 最優秀提案者の選定等

(一) 選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(二) 選定に際し審査する事項

最優秀提案者を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

ア 公告業務に関する仕様書の理解度及び企画提案書の内容の的確性

イ 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性

ウ 公告業務を履行する能力

エ 公告業務の履行に係る経費の額

(二) プレゼンテーション及びヒアリング審査
平成十九年七月二十三日(月)に行う。

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

七 公告業務に関する仕様書の交付期間及び交付場所 三(三)及び四に同じ。

八 その他
(一) この公告に係る手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 詳細は、実施要領等による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日
平成十九年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よつば

三 代表者の氏名
小 柴 良 助

四 主たる事務所の所在地
秋田県南秋田郡五城目町字上町四十番地

五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者及びその家族、行政やボランティア

と一緒に、これまで以上の自立と社会復帰を目指し、多くの人々の理解を受け、障害という障壁を破り未来と夢を与え、健康者と同様の生活が出来ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日
平成十九年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 結いの里

三 代表者の氏名
山崎 京子

四 主たる事務所の所在地
秋田県能代市二ツ井町種字秋の台百七十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、健康増進、痴呆・寝たきり予防に関する事業を行い、老人福祉の向上と、その家族が安心して働ける環境作り、一般住民の交流を深めるためのコミュニケーション作りを目指すものである。また、痴呆の人や障害を持っている人も持たない人も、あるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる生活（ノーマライゼーションの基本理念）を支えるものである。

六 定款の変更内容

(一) 目的の変更
(二) 事業の変更

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）
北秋田市鷹 巣字本屋敷	宅地	一、九一七・ 一四、七四〇、		

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期間
----	----	----

一	北秋田市鷹巣字本屋敷 一、二一番二	建物	五三〇・二二	〇〇〇
二	能代市松美 町一六六番	宅地	二四二・八八	八、四三〇、〇
三	秋田市千秋 中島町八四 番三	宅地	二一七・一六	六、二九八、〇
四	秋田市向浜 一丁目一番 一、二五	雑種地	一八、九五〇 ・三三	一四二、一二七、 〇〇〇
五	由利本荘市 岩瀬下四二 番	宅地	六二〇・二九	九、一五〇、〇
六	由利本荘市 岩瀬下四二 番	建物	四〇〇・三二	二、七六二、〇
六	雄勝郡羽後 町西馬音内 字町田四一 番一三	宅地	四二六・九八	六、三三三、〇
六	雄勝郡羽後 町西馬音内 字町田四一 番一三の 一、二	建物	九九・三六	〇

三 入札執行の場所及び日時

一	秋田県北秋田地域振興局総務経理課（電話〇一八六一六二一一二五）	平成十九年七月六日（金）から七月二三日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
二	秋田県山本地域振興局総務経理課（電話〇一八五一五二一六二〇三）	平成十九年七月六日（金）から七月二三日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
三、四	秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇一三七三六）	平成十九年七月六日（金）から七月二四日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
五	秋田県由利地域振興局総務経理課（〇一八四一二一五四三二）	平成十九年七月六日（金）から七月二四日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
六	秋田県雄勝地域振興局総務経理課（〇一八三一七三一八一七）	平成十九年七月六日（金）から七月二五日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
一	秋田県北秋田地域振興局第二会議室	平成十九年七月二四日（火）午後二時
二	秋田県山本地域振興局庁舎分館第一会議室	平成十九年七月二四日（火）午前一〇時

三 四	秋田県出納局会計管財課 入札室	平成十九年七月二十五日 (水) 午前一〇時
五	秋田県由利地域振興局 第二会議室	平成十九年七月二十五日 (水) 午後二時
六	秋田県雄勝地域振興局 第二会議室	平成十九年七月二十六日 (木) 午前一一時

- 四 入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)
 - 五 入札参加申込みに必要な書類等
(一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
(二) 法人の場合
法人の登記事項証明書
入札保証金に関する事項
 - 六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
 - 七 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六條に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
 - 八 その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月六日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
(一) 購入物品の名称及び数量
電子ビーム描画装置 一式
(二) 購入物品の仕様等

- 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (一) 納入期限
平成十九年十二月二十六日(水)
- (二) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
(一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しないこと。
(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四條第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (二) (2)の資格に係る申請
(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(一)により平成十九年八月八日(水)までに申請すること。
ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八―八六〇―二七四三)
- (二) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?method=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電

- 磁的記録を利用することができる。
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一條第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月六日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十九年七月六日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年八月二十九日(水) 午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六條から第百六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六條に規定するところによる。
- 四 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他

七 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Electron Beam Lithography System
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄